

住宅改修費支給 ※介護保険

| お問い合わせ | 総合ケアセンター 介護保険担当 住 所 本別町西美里別6番地15 電 話 0156-22-8520 FAX 0156-22-6811 営業日時 月~金 8:30~17:15 |
|--------------|---|
| 概要 | 手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に改修費の一部が介護保険から支給されます。 ※事前の申請が必要です。 |
| 対 象 | 介護保険の要介護認定で、要支援1・2または要介護1~5と認定されている人 |
| 対象となる 改 修 | ・廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すり設置 ・段差解消のためのスロープ設置 ・滑り止めなどのための床または路面の材料の変更 ・引き戸などの扉の取り換え ・洋式便所などへの便器の取り換え ・上記の改修に伴って必要となる工事 ※対象とならない場合もあるため、必ず事前にご確認ください。 |

本別町住宅改修支援事業

本別町では、建築士(建築士会)・理学療法士・ケアマネジャー・福祉 担当者などによる住宅改善支援チームがご自宅を訪問し、高齢者の身体 状況・経済状況などを考慮しながら無料で住宅改修の相談、費用の見積 もり、施工方法の助言などを行っています。

【お問い合わせ】本別町総合ケアセンター 高齢者福祉担当電話 0156-22-8520

